

## 【解説2】

視覚障がい者誘導用ブロックの設置幅は、視覚障がい者誘導用ブロックの設置箇所にはじめて踏み込む場合に、視覚障がい者誘導用ブロックを跨ぎ越すことのないように、約60cmとした。(成人男子の平均的な歩幅が約75cm以下であり、靴の大きさが約25cmであることから、約50cm以上の幅があれば跨ぎ越す恐れがないこと、視覚障がい者誘導用ブロック1枚の幅が約30cmであること等による)

## 【解説3】

視覚障がい者誘導用ブロックを現場加工することにより、かえって歩行すべき方向がわかりにくくなる場合も考えられるため、視覚障がい者誘導用ブロックは、現場加工しないことを原則とする。ただし、やむを得ない場合は状況に応じて現場加工してもよい。

## 6-3-3 設置基準

## 1. 一般

- (1) 誘導用の線状ブロックは、官民境界及び立体横断施設等の障害物から60cm以上控えて設置する。なお、歩道等の幅員に余裕がある場合は、歩道等の中央よりも民地側の位置で、官民境界から1.0m～2.0mの離隔を確保して設置することが望ましい。
- (2) 誘導用の線状ブロック設置部に90°の屈曲部を設ける部分には、点状ブロックを縦2枚、横2枚、合計4枚設置する。  
[図6-3-10]
- (3) 誘導用の線状ブロック設置部に90°未満の屈曲部を設ける必要がある場合には、原則現場加工を行わず設置する。  
[図6-3-11] 【解説1】
- (4) 誘導用の線状ブロック設置部には、90°以上の屈曲部は設けない。やむを得ず設ける必要がある場合は、上記(2)(3)を組み合わせさせて設置する。[図6-3-13]

## 2. 車道横断部 [図6-3-1～図6-3-9]

- (1) 点状ブロックは、車道横断部の歩行方向に縦2枚設置する。
- (2) 点状ブロックの設置幅は、通行可能幅とする。なお、自転車横断帯についても警戒用として設置する。
- (3) 点状ブロックは、縁石ブロック背面より15cm控えて設置する。ただし、巻き込み部は縁石ブロック背面より30cm控えて設置する。
- (4) 歩道等の横断方向に線状ブロックを2列設置する。ただし、端部2枚は点状ブロックとする。【解説2】

- (5) (4)の端部の点状ブロックは、官民境界から30cm程度の離隔を確保して設置する。【解説3】
  - (6) (4)の端部の点状ブロックと官民境界の離隔が30cm程度確保できない場合は、歩行方向に縦1枚、横2枚、合計2枚の線状ブロックを点状ブロック内に設置し、さらに歩行方向手前に縦1枚、横2枚、合計2枚の点状ブロックを設置する。
  - (7) (6)の端部の点状ブロックと官民境界の離隔が30cm程度確保できない場合は、歩行方向に縦1枚、横2枚、合計2枚の線状ブロックを点状ブロック内に設置する。
  - (8) 点状及び線状ブロックは、車道横断部の歩行方向に向けて設置する。
  - (9) 車両進入防止等の目的で視覚障がい者誘導用ブロック周辺に車止め柵（ボラード）を設置する場合、歩車道境界の縁石ブロックと点状ブロックの間及び線状ブロック上には設置しない。
3. 歩道橋及び地下道部 [図6-3-14]
- (1) 点状ブロックは、昇降部の歩行方向に縦2枚設置する。
  - (2) 昇降部先端より30cm控えて設置する。
  - (3) 設置幅は、昇降部の有効幅員とする。
  - (4) 歩道等の横断方向に線状ブロックを2列設置する。ただし、端部2枚は点状ブロックとする。
  - (5) (4)の端部の点状ブロックは、官民境界または歩車道境界の縁石ブロック背面から30cm程度の離隔を確保して設置する。
  - (6) 昇降部で延長2.5m以上の踊り場がある場合は、踊り場端部より30cm控えて点状ブロックを設置する。
  - (7) 車道等への逸脱の恐れがない通路部分には、原則として誘導用の線状ブロックを設置しない。
4. バス停留所部 [図6-3-15～図6-3-16]
- (1) 点状ブロックは、乗車方向に縦2枚、横2枚、合計4枚設置する。
  - (2) 点状ブロックは、歩車道境界の縁石ブロック背面より30cm控えて設置する。
  - (3) 歩道等の横断方向に線状ブロックを2列設置する。ただし、端部2枚は点状ブロックとする。
  - (4) (3)の端部の点状ブロックは、官民境界から30cm程度の離隔を確保して設置する。

## 5. 公共施設出入口部 [図6-3-17~図6-3-18]

- (1) 点状ブロックは、出入口部への歩行方向に縦2枚、横2枚、合計4枚設置することを標準とするが、公共施設出入口部が階段である場合など、現地の状況に応じて適宜設置幅を工夫すること。
- (2) 継続的直線歩行を案内している場合は、(1)の点状ブロックの設置幅は、公共施設出入口部・構内道路等の通行可能幅とする。
- (3) (1)の点状ブロックは、官民境界より30cm控えて設置する。
- (4) 歩道等の横断方向に線状ブロックを2列設置する。ただし、端部2枚は点状ブロックとする。
- (5) (4)の端部の点状ブロックは、歩車道境界の縁石ブロック背面から30cm程度の離隔を確保して設置する。

## 6. エレベーター乗降口 [図6-3-19]

- (1) 点状ブロックは、進行方向に縦1枚、横3枚、合計3枚設置する。
- (2) 点状ブロックは、乗り場ボタンの中央位置に、乗り場ボタンより30cm控えて設置する。

## 7. 分離帯部 [図6-3-20~図6-3-22]

- (1) 幅員1.75m以上の中央帯で、マウントアップ形式の分離帯を設置している場合は、視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。
- (2) (1)で、分離帯幅員が1.25m以上1.60m未満の場合は、歩車道境界の縁石ブロック背面より12.5cm~30cm控えて、分離帯中央部に点状ブロックを2列設置する。ただし、横断幅員中央部の縦2枚、横2枚、合計4枚は、方向明示用の線状ブロックとする。
- (3) (1)で、分離帯幅員が1.60m以上の場合は、歩車道境界の縁石ブロック背面より15cmから30cm控えて、点状ブロックを設置する。また、横断幅員中央部の点状ブロック間に線状ブロックを1列設置する。
- (4) (2)・(3)の視覚障がい者誘導用ブロックの設置幅は、通行可能幅とする。

## 【解説1】 90°未満の屈曲部

視覚障がい者誘導用ブロックは、現場加工しないことを原則としているので、90°未満の屈曲部を設ける場合は、図6-3-11を標準とする。ただし、やむを得ず現場加工が必要となる場合は図6-3-12のように設置してもよい。

また、現場加工せずに90°未満の屈曲部を設けるためブロック間にすき間が生じる場合は、すき間は10cm以下とすることが望ましい。

【解説2】 歩道等の横断方向に設置する線状ブロック

この線状ブロックは、視覚障がい者に対し、

- i) 横断歩道の位置
- ii) 横断歩道の中心部の位置
- iii) 横断歩道上の歩行方向

に関する情報を提供するものである。歩道を通行する視覚障がい者が踏み逃がすことのないよう歩道の幅員に応じて設置範囲を定める。

また、端部2枚の点状ブロックは、対面方向から横断歩道を渡って来た視覚障がい者が、上記の線状ブロックに導かれて、官民境界にある障害物（塀、建物等）に衝突することを防ぐためのものである。

【解説3】 30cm程度の離隔

端部の点状ブロックと官民境界の間の離隔を30cm程度とする理由は下記による。

- i) 視覚障がい者が官民境界にある障害物に衝突するのを防ぐにはある程度の離隔が必要
- ii) 離隔が大きすぎると、官民境界に沿って歩いてきた視覚障がい者が、視覚障がい者誘導用ブロックを踏み逃がすおそれがある

横断歩道部の設置方法

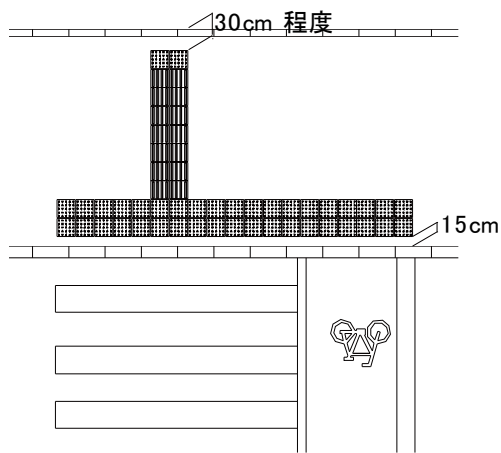


図6-3-1 歩道幅員が広い場合①

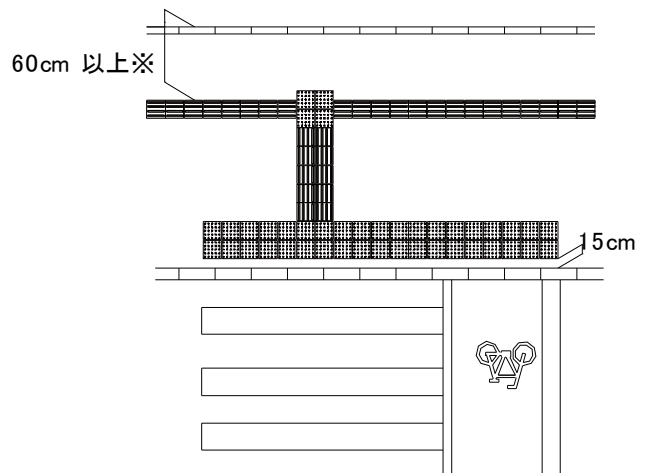


図6-3-2 歩道幅員が広い場合②

※1.0m~2.0m程度確保することが望ましい  
(継続的直線歩行を案内している場合)

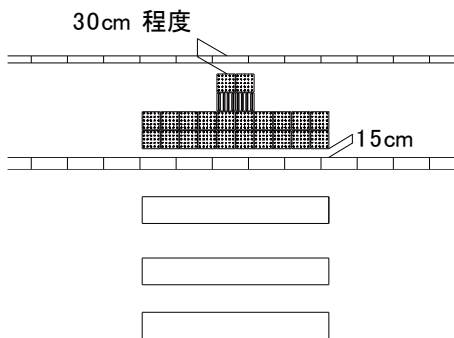


図6-3-3 歩道幅員が狭い場合①

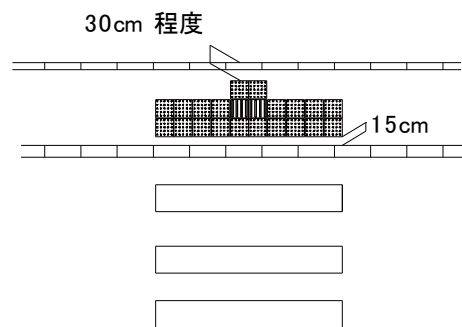


図6-3-4 歩道幅員が狭い場合②

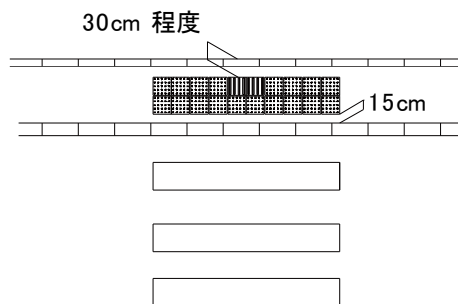


図6-3-5 歩道幅員が狭い場合③

やむを得ず横断歩道が斜めの場合の設置方法

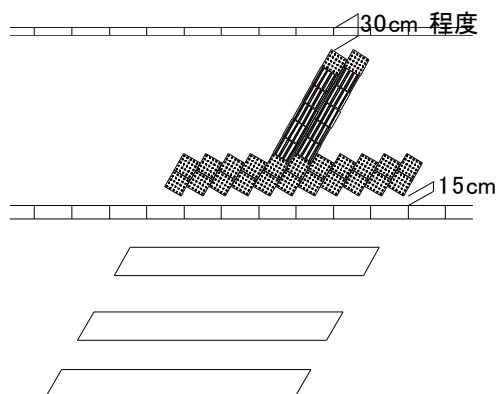


図6-3-6

歩道巻き込み部の設置方法

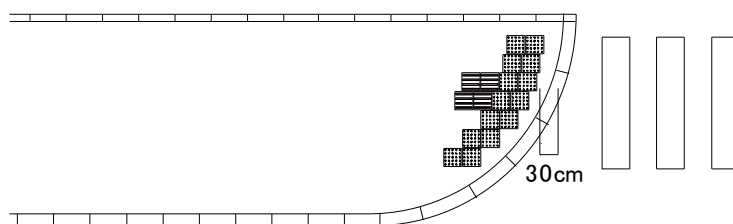


図6-3-7 1方向（歩行方向）のみに横断が生じる場合

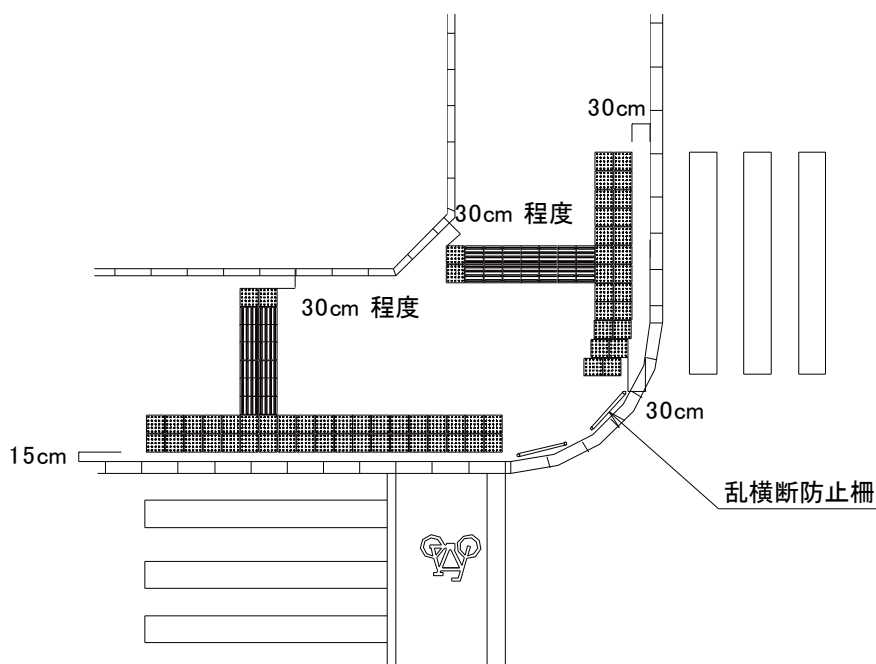


図6-3-8 2方向に横断が生じる場合（歩道幅員が広い場合）

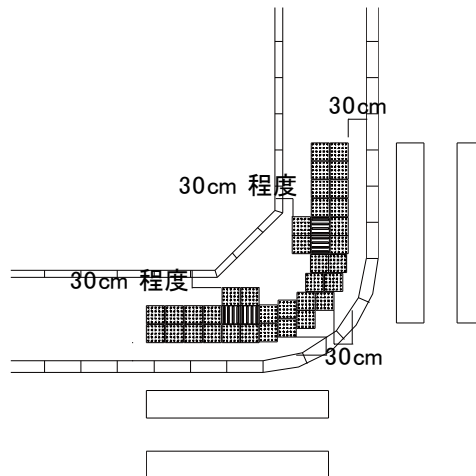


図6-3-9 2方向に横断が生じる場合（歩道幅員狭い場合）

方向が変わる誘導ラインの設置方法

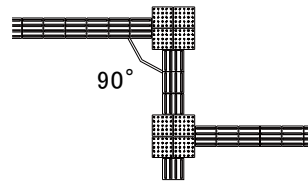
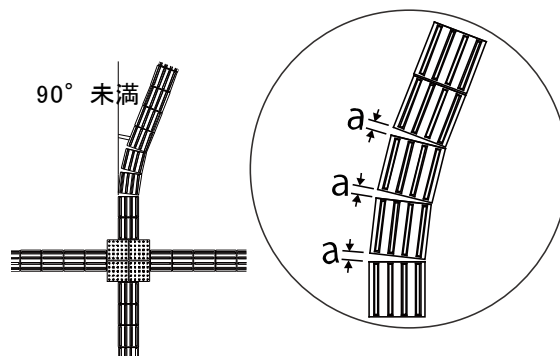


図6-3-10 方向が変わる場合の標準の設置方法（90°）



a:10cm以下とすることが望ましい。

図6-3-11 90°未満で方向を変える場合

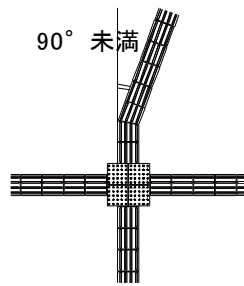


図6-3-12 90° 未満で方向を変える場合  
(やむを得ず現場加工する場合)

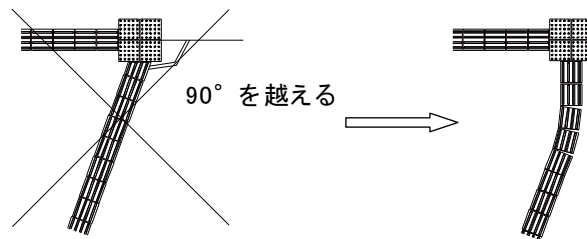


図6-3-13 90° を越えて方向を変える場合

### 歩道橋及び地下道部の設置方法

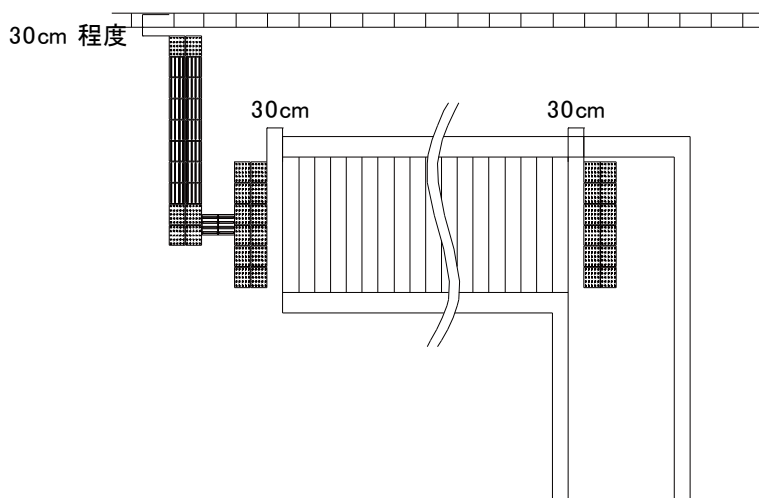


図6-3-14



バス停留所部の設置方法

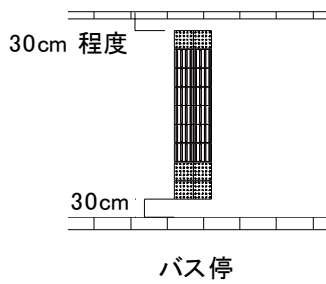
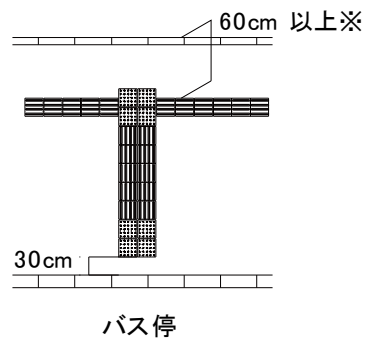


図6-3-15  
継続的直線歩行を案内していない場合



※1.0~2.0m程度確保することが望ましい。  
図6-3-16  
継続的直線歩行を案内している場合

公共施設出入口部の設置方法

(道路との境界に扉等の構造物がある場合)

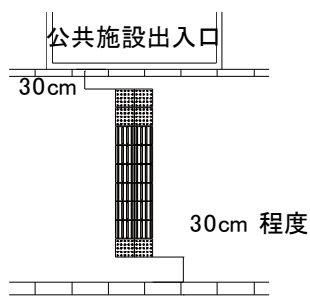
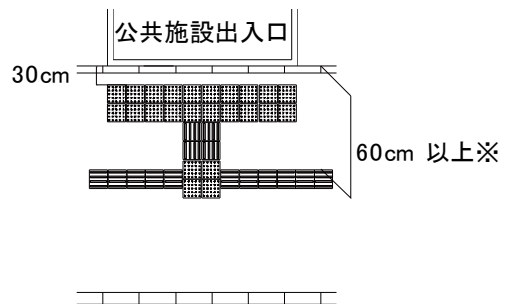


図6-3-17  
継続的直線歩行を案内していない場合



※ 1.0~2.0m程度確保することが望ましい。  
図6-3-18  
継続的直線歩行を案内している場合

エレベーター乗降口の設置方法

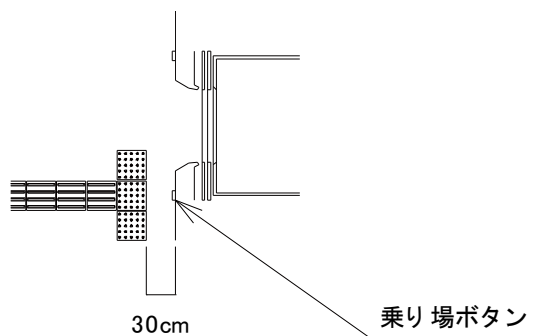
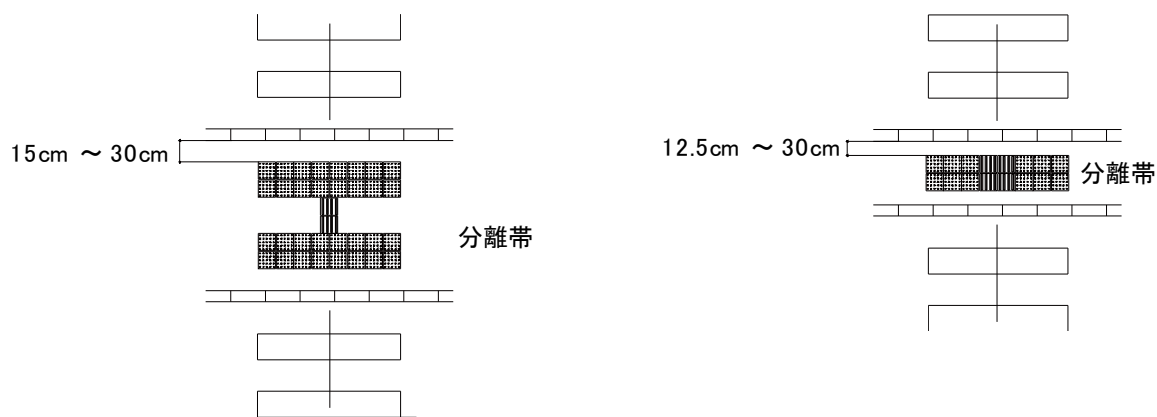


図6-3-19

分離帯部の設置方法



※点状ブロックはできる限り2列ずつ敷設すること。

図6-3-20 分離帯幅員  
( $W \geq 1.60\text{m}$ )

図6-3-21 分離帯幅員  
( $1.25\text{m} \leq W < 1.60\text{m}$ )

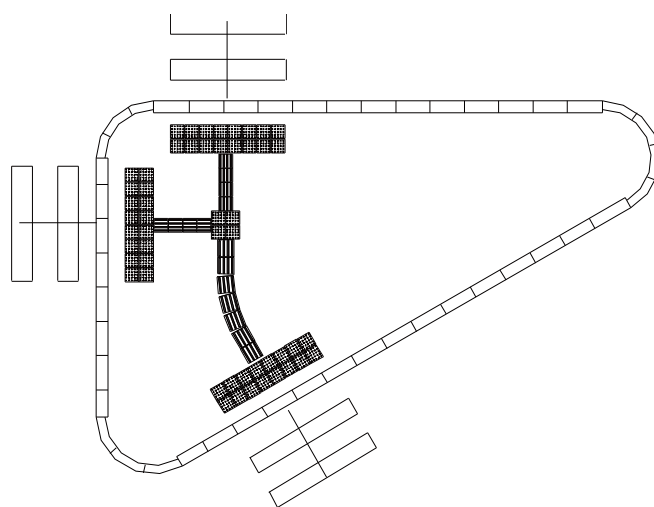


図6-3-22 広い分離帯（交通島）の場合